審　査　基　準

令和６年１１月８日作成

法　　令　　名	風俗営業等適正化法
根　拠　条　項	第３１条の２３において準用する第９条第１項
処 分 の 概 要	営業所の構造又は設備の変更の承認
原権者（委任先）	青森県公安委員会
法 令 の 定 め	風俗営業等適正化法第３１条の２３において準用する第３条第２項（公安委員会が付した条件）、第３１条の２３において準用する第４条第２項第１号（構造及び設備の技術上の基準）、第３１条の２３において準用する第９条第２項（承認の基準） 風俗営業等適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第１７条において準用する第１条第１号～第３号（変更承認申請書の添付書類） 風俗営業等適正化法施行規則第１条（変更承認申請書の提出）、第７５条（特定遊興飲食店営業の営業所の技術上の基準）、第８７条（変更の承認の申請）
審　査　基　準	
標 準 処 理 期 間	別紙のとおり
申　　請　　先	営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問　合　せ　先	営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
備　　考	法令の定めの解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和４年４月１日　警察庁生活安全局）第１２の８、第１７の１、第２４の２及び第２７の１を参照すること。